

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅱ-1-1
歳出予算額（千円）	20年度		21年度	22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	4,474,061		4,636,753	4,198,335	3,503,407	
（ 補 正 後 ）	5,236,084		4,636,753	4,198,335		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	5,236,084		4,636,753			
	<0>		<0>			
支出済歳出額（千円）	5,103,914		3,983,402			
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	132,170		653,351			
	<0>		<0>			

達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法

指標と目標値（達成水準/達成時期）					
アウトカム指標					
	H17	H18	H19	H20	H21
1 大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2
達成率	116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%
2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中
達成率	95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	-
3 輸入食品の規格基準等の違反件数（前年(度)以下/毎年度）	935	1530	1150	1150	1559
達成率	118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%
4 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6
達成率	-	-	-	-	-

【調査名・資料出所、備考等】

- 指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0）
- 指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。
- 指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。
- 指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。
- なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+（達成水準-実績値）/達成水準」として算定。

アウトプット指標					
	H17	H18	H19	H20	H21
5 輸入食品モニタリング検査達成率（100%/毎年度）	102	102	103	105	104
達成率	102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%
6 ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）		7	29	16	21
達成率	-	-	414%	55%	131%
7 健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	39	15	30	22	27
達成率	-	-	247.3%	189.1%	111.9%

【調査名・資料出所、備考等】

- 指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品対策室）による。
- 指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。
- ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。
- 指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品健康対策室調べによる。（参考：平成16年度の報告数は45）
- なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+（達成水準-実績値）/達成水準」として算定。

参考統計

	H17	H18	H19	H20	H21
1 食品の安全性に関する意見交換会の参加者数	8,750	10,963	1,936	1,331	1,197
・主催、共催	10,484	13,127	3,709	2,316	1,839
・出席参加含む					

【調査名・資料出所、備考等】

- 指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。

政策評価結果を受けて改善すべき点

評価結果の予算要求等への反映状況

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること					番号	II-1-1		政策評価結果等による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度当初予算額	23年度要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	食品等安全確保対策費	食品等の飲食による危害発生防止に必要な経費	1,899,722	1,494,510	-49,612
	A	2	一般	検疫所	輸入食品検査業務実施費	輸入食品の検査に必要な経費	2,298,613	2,008,897	
	小計						4,198,335	3,503,407	-49,612
対応表において◆となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
小計									
対応表において○となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
小計									
対応表において◇となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
小計									
合計						4,198,335	3,503,407	-49,612	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること			番号	II-1-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
輸入食品の監視体制強化等事業	A	1	299,837	270,809	△ 29,028	△ 29,028	△ 29,028	検査施設のデータ分析等の評価にかかる事業について実態を勘案し、見直したことによる削減。なお、食品安全情報相談の衛生関係指導者養成等委託費について、天下り法人に対する補助金等の見直しの観点により削減で既に22年度に廃止済み。
BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業	A	1	43,791	30,065	△ 13,726	△ 13,726	△ 13,726	BSEの確認検査実績等を踏まえ見直したことによる削減
健康食品の安全性の確保等事業	A	1	42,852	36,585	△ 6,267	△ 6,267	△ 6,267	事業実績を勘案し安全性確認のための試験検査を見直したことによる削減
食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	A	1	12,880	12,289	△ 591	△ 591	△ 591	事業実績を勘案し連絡調整会議を見直したことによる削減
合計			399,360	349,748	△ 49,612	△ 49,612	△ 49,612	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：食品安全部

<p>政策名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること</p>	<p>番号</p>	<p>II-1-1</p>																																																																												
<p>政策の概要</p>	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p>																																																																														
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 大規模食中毒については、平成21年において、過去5年間の平均件数を下回っていること、また、平成18年以降、許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることを踏まえると、各都道府県等における監視指導が効果的・効率的に実施されているものとする。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。</p> <p>（必要性） 製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。 また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案や中国産の乳及び乳製品等へのメラミン混入事案などが発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。</p> <p>（効率性） 各都道府県等食品衛生監視員の人員数が限られている中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催等を実施した。また、大規模食中毒の件数は減少傾向にあること及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が引き続き減少しており、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効率的に実施されているものとする。</p> <p>（有効性） 平成21年も、大規模食中毒の件数は減少傾向にあること及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることから、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会等、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効果的に実施されているものとする。</p> <p>（反映の方向性） 施策目標の達成にむけて進展しており、現在の取組を続ける。</p> <table border="1" data-bbox="781 1914 1470 2730"> <thead> <tr> <th colspan="6">指標と目標値（達成水準/達成時期）</th> </tr> <tr> <th colspan="6">アウトカム指標</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率</td> <td>116.7%</td> <td>0.0%</td> <td>43.8%</td> <td>166.7%</td> <td>128.6%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）</td> <td>724</td> <td>845</td> <td>825</td> <td>778</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率</td> <td>95.8%</td> <td>83.2%</td> <td>102.8%</td> <td>105.7%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>輸入食品の規格基準等の違反件数（前年度以下/毎年度）</td> <td>935</td> <td>1530</td> <td>1150</td> <td>1150</td> <td>1559 (速報値)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率</td> <td>118.2%</td> <td>36.3%</td> <td>124.8%</td> <td>100.0%</td> <td>64.4%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）</td> <td>45.7</td> <td>66.4</td> <td>57.6</td> <td>49.7</td> <td>55.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0） ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。 ・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。 ・指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。 ・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+（達成水準-実績値）/達成水準」として算定。 					指標と目標値（達成水準/達成時期）						アウトカム指標							H17	H18	H19	H20	H21	1	大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2		達成率	116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%	2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中		達成率	95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	-	3	輸入食品の規格基準等の違反件数（前年度以下/毎年度）	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)		達成率	118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%	4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6		達成率	-	-	-	-	-
指標と目標値（達成水準/達成時期）																																																																															
アウトカム指標																																																																															
	H17	H18	H19	H20	H21																																																																										
1	大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2																																																																									
	達成率	116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%																																																																									
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中																																																																									
	達成率	95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	-																																																																									
3	輸入食品の規格基準等の違反件数（前年度以下/毎年度）	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)																																																																									
	達成率	118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%																																																																									
4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6																																																																									
	達成率	-	-	-	-	-																																																																									

アウトプット指標						
	H17	H18	H19	H20	H21	
5	輸入食品モニタリング検査達成率(100%/毎年度)	102	102	103	105	104 (速報値)
	達成率	102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%
6	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(前年度以上/毎年度)		7	29	16	21
	達成率	-	-	414%	55%	131%
7	健康食品等に関する健康被害報告数(過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	39	15	30	22	27
	達成率	-	-	247.3%	189.1%	111.9%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。 指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。(参考:平成16年度の報告数は45) なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定。 						
参考統計						
	H17	H18	H19	H20	H21	
1	食品の安全に関する意見交換会の参加者数					
	・主催、共催	8,750	10,963	1,936	1,331	1,197
	・出席参加含む	10,484	13,127	3,709	2,316	1,839
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る
	成長力強化への早期実施策	平成20年4月4日	輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン(5月を目途に策定)による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。
	生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的施策	平成19年12月17日	輸入食品については、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員(現状334名)を増加させ、検疫所における体制を強化する。(20年度)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること		評価方式	実績	番号	Ⅱ-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	71,047,660	66,641,813	47,082,755	38,680,469		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	79,496,148	72,242,525	47,082,755			
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	28,908,441	34,926,566				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	108,404,589	107,169,091				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	68,660,774	63,925,598				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	34,926,566	29,623,345				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	4,817,249	13,620,148				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙13-4参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、今後も安全で質が高く災害に強い水道を確保するため、必要な予算を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		安全で質が高く災害に強い水道を確保すること				番号	Ⅱ-2-1		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	水道安全対策費	水道の安全確保に必要な経費	100,575	154,969	
	A	2	一般	厚生労働本省	水道施設整備費	水道施設整備に必要な経費	46,982,180	38,525,500	
	A	3							
	A	4							
	小計					47,082,755 の内数	38,680,469 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
	小計								
合計					47,082,755 の内数	38,680,469 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること			番号	Ⅱ-2-1				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)		うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
合計									

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:健康局水道課

<p>政策名</p>	<p>安全で質が高く災害に強い水道を確保すること</p>	<p>番号</p>	<p>II-2-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、濁水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や濁水対策を推進する。</p>		
<p>政策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 水道の運営基盤の強化等の課題に対処するためには、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが必須であるため、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の策定を推奨し、地域水道ビジョンを策定済みの水道事業者等は毎年着実に増加している。 「水道広域化検討の手引き」をとりまとめ、都道府県及び水道事業者等に配布した。水道事業者数は年々減少しており、補助制度、水道ビジョンのフォローアップ、地域水道ビジョンの策定促進と相まって水道事業の広域化が進んでいると評価できる。 大臣認可事業体を対象に、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況に関する調査」を実施した。アセットマネジメント着手率は73.6%であり、アセットマネジメントの普及・促進に係る積極的な取り組みが必要である。 高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。 水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成22年4月1日からカドミウム等に係る水質基準を改正することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。この取組により、ここ数年、水質基準適合率はほぼ100%であるが、水道水の安全を確保するために今後も継続的かつ着実な業務の推進が必要である。 水道施設の耐震性の改善は着実に進んでおり、国庫補助等の施策が災害対応力の強化に有効に機能している。しかしながら、水道は国民生活や経済活動を支えるライフラインとして不可欠なものであり、地震等の災害時においても安定的な給水を確保することが非常に重要であるという点では、水道施設の耐震化が十分進んでいるとは言えないため、基幹施設の耐震化の推進に重点を置いた国庫補助による財政的措置を今後とも進めることにより、水道事業者等における耐震化の取組を支援し、水道施設の耐震性の改善をより一層促進していく必要がある。</p> <p>(必要性) 高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。なお、クリプトスポリジウム等感染症の原虫に対する対策として行う紫外線処理設備の整備についても、平成19年度より国庫補助の対象としたところであり、施設整備の推進が期待される。 水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成22年4月1日からカドミウム等に係る水質基準を改正することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。これらの取組により、ここ数年、水質基準適合率はほぼ100%であるが、水道水の安全を確保するために、今後も継続的かつ着実な業務の推進が必要である。 地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は、毎年着実に増加し、国庫補助等の施策が災害対応力の強化に有効に機能している。しかしながら、水道は国民生活や経済活動を支えるライフラインとして不可欠なものであり、地震等の災害時においても安定的な給水を確保することが非常に重要であるという点では、水道施設の耐震化が十分進んでいるとは言えない。このため、基幹施設の耐震化の推進に重点を置いた国庫補助による財政的措置を今後とも進めることにより、水道事業者等における耐震化の取組を支援し、水道施設の耐震性の改善をより一層促進していく必要がある。また、基幹管路における耐震適合管の新規布設延長は年々増加しており、平成20年度は平成19年度に比べ20%以上増加するなど、これまでの施策の効果を評価できる一方、未だ耐震化されていない管路に対しては、引き続き、耐震化を呼び掛けていく必要がある。</p> <p>(効率性) 水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に水道広域化施設整備費として国庫補助採択を行った事業の費用便益比はいずれも1以上であり、水道事業の統合に向けた効率的な水道施設の整備が行われているといえる。 簡易水道再編推進事業に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に簡易水道再編推進事業として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比はいずれも1以上であり、簡易水道事業の統合に向けた効率的な再編事業が行われているといえる。 高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われている。対象となる平成21年度に高度浄水処理施設等整備費として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比は高度浄水処理施設の導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため原水の水質悪化等に対応した効率的な水道施設の整備が行われているといえる。 ライフライン機能強化等事業(水道管路近代化推進事業)に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比は事業が実施されない場合の断減水被害額等を事業費で除したものを等を用いて算出しており、いずれも1以上であり特に老朽度の高い管路の更新等、効率的な水道施設の整備が行われているといえる。今後、老朽化した施設の更新にあわせて耐震化の着実な推進を図る。</p> <p>(有効性) 水道の運営基盤の強化等の課題に対処するためには、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが必須である。このため、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の策定を推奨し、地域水道ビジョンを策定済みの水道事業者等は毎年着実に増加しており、これまでの継続的な施策の効果を評価できる。一方、未だ地域水道ビジョンを策定していない水道事業者等に対しては、引き続き、策定を呼びかけていく必要がある。 また、基幹管路における耐震適合管の新規布設延長は年々増加しており、平成20年度は平成19年度に比べ20%以上増加するなど、これまでの施策の効果を評価できる一方、未だ耐震化されていない管路に対しては、引き続き、耐震化を呼び掛けていく必要がある。</p> <p>(反映の方向性) 評価結果を踏まえ、今後も安全で質が高く災害に強い水道を確保するため、必要な予算の確保に努めることとした。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	H17	H18	H19	H20	H21	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
水道の運営基盤を強化すること	地域水道ビジョン策定状況 (①策定率100%/H25年度、②前年度以上/毎年度)	%	- (30)	- (44)	- (51)	30 (71)	37 (77)	・指標1は、健康局水道課調べ。全国の上水道事業者に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施) ()は全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。 ・指標2、3、5、7は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。 ・「調査中」としている数値は調査終了後にそれぞれ公表予定。(指標2は平成23年8月頃、指標3は20年度、21年度の数値について、それぞれ平成22、23年9月頃、指標5は平成23年8月頃、指標7は平成23年8月頃にそれぞれ公表予定) ・指標3は、(水道料金格差)=(家庭用20m ³ 当たり最高水道料金(上位5%の水道事業者を除いた最高値))/(家庭用20m ³ 当たり平均水道料金)として計算。 ・指標4は、健康局水道課による「水道事業者等におけるアセットマネジメントの取組状況調査」において、回答のあった水道事業者のうち、更新需要・財政収支見通しの検討を実施していると回答した水道事業者の割合(H21年度分より実施)。 ・指標6は、水質関連調査(全国の水道事業者及び水道行政部局を対象)を実施し、データを集計(平成21年度の数値は平成22年秋頃とりまとめ予定)。 ・指標8は、健康局水道課によるH22.3実施「水道事業の運営状況に関する調査」より基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者の割合。(H21年度分より実施) ・指標9は、健康局水道課によるH21.6実施「水道施設の耐震化状況調査」より基幹管路の耐震適合性がある管の整備延長。(平成21年度の数値は平成22年10月頃にとりまとめ予定)
						①30% ②-	①37% ②123.3%	
	水道事業者数 (毎年度以下/毎年度)		9,498	9,304	9,071	8,772	調査中	
			-	102.1%	102.6%	103.4%	調査中	
	水道料金格差 (①1.5/毎年度、②毎年度以下/毎年度)		1.57	1.57	1.57	調査中	調査中	
			①95.5% ②-	①95.5% ②100%	①95.5% ②100%	調査中	調査中	
安心・快適な給水を確保すること	カビ臭物質の基準超過数 (①0件/H27年度、②毎年度以下/毎年度)	件	43	27	14	5	調査中	
			-	②159%	②193%	②280%	調査中	
	クリプトスポリジウム等対策率(導入済または計画中の施設の割合) (①100%/H27年度、②前年度以上/毎年度)	%	-	-	-	71.3	集計中	
			-	-	-	①71.3% ②-	集計中	
水質基準適合率 (適合率100%/毎年度)	%	99.94	99.96	99.97	99.97	調査中		
		99.94	99.96	99.97	99.97	調査中		
安定給水対策・災害対策等の充実を図ること	耐震化計画策定率 (①策定率100%/H25年度、②前年度以上/毎年度)	%	-	-	-	-	22	
			-	-	-	-	①22% ②-	
	基幹管路の耐震適合管新規布設延長 (前年比10%増以上/毎年度)	km	-	941.9	926.0	1136.3	集計中	
		-	-	-17%	227%	集計中		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		記載事項(抜粋)